

<p>公安委員会 説明資料No. 1</p>	<p>「道路交通法施行令の一部を改正 する政令案」等について</p>	<p>令和元年9月5日 交 通 局</p>
<p><b>1 改正の趣旨</b>          道路交通法の一部を改正する法律（令和元年法律第20号）の施行に伴い、下位法令について所要の改正等を行うもの。</p> <p><b>2 主な内容</b></p> <p>(1) <b>道路交通法施行令の一部を改正する政令案（6月施行分）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 携帯電話使用等に係る点数及び反則金の引上げ</li> <li>・ 歩行補助車等に該当する車の追加</li> <li>・ 免許失効者への運転経歴証明書の交付要件等</li> <li>・ 外国免許証により運転できる特例国の変更</li> <li>・ 手数料の見直し</li> </ul> <p>(2) <b>道路交通法施行令の一部を改正する政令案（1年施行分）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自動運行装置に関する違反行為に係る点数及び反則金の規定</li> <li>・ 法定速度の規定の見直し</li> </ul> <p>(3) <b>道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令案</b>          道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行期日（6月施行分）を令和元年12月1日とする。</p> <p>(4) <b>道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原動機を用いる歩行補助車等及び軽車両の規定の整備</li> <li>・ 免許証の再交付要件の緩和</li> <li>・ 自動二輪車の区分の見直し</li> <li>・ AT限定大型二輪免許の対象車両の見直し</li> </ul> <p>(5) <b>原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手續等に関する規則の一部を改正する規則案</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 手續対象の変更</li> <li>・ 申請書類等の電子化対応</li> </ul> <p>(6) <b>行政手續等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う国家公安委員会の所管する関係法令に規定する対象手續等を定める国家公安委員会規則の一部を改正する規則案</b>          電子情報処理組織を使用して行わせることができる申請等に、原動機を用いる軽車両の型式認定を加える。</p> <p>(7) <b>運転免許に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則案</b>          道路交通法の改正に伴う条項の変更に対応した改正を行う。</p> <p><b>3 意見公募手續の実施結果</b>          令和元年7月22日から同年8月20日までの間、2(1)、(2)、(4)～(6)について、意見公募手續を実施した結果、195件の御意見が寄せられた。</p>		

### 1 趣旨

スマートフォンの急速な普及等を受け、聴覚や言語機能に障害のある方等、音声による110番通報が困難な方が、スマートフォン等を利用して、文字や画像で警察に通報できるシステム（「110番アプリシステム」と呼称）の運用を開始するもの。

### 2 システムの概要・特徴等

スマートフォンに専用のアプリケーションプログラムをダウンロードし、氏名、電話番号、パスワード等を登録することで利用が可能

スマートフォンの画面操作によって、文字を用いたチャット方式による110番通報が可能

国内のどこからでも、通報場所を管轄する警察本部に通報可能

スマートフォンのGPSを利用し、通報場所の位置情報を通知可能

写真の撮影・送付が可能

### 3 今後の予定

現在、各都道府県警察において、受理担当者によるシステムの運用訓練を実施中であり、9月中旬、システムの運用開始を予定している。

公安委員会	自動運転の公道実証実験に係る	令和元年9月5日
説明資料No. 3	道路使用許可基準の改訂について	交通 局
<p><b>1 背景</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成29年6月に、遠隔型公道実証実験を道路使用許可で行う場合の取扱い基準を策定</li> <li>○ 自動運転に係る制度整備大綱（※）において、限定地域での無人自動運転移動サービスの実用化については、「当面は、遠隔型自動運転システムを使用した現在の実証実験の枠組みを事業化の際にも利用可能」とされた。</li> </ul> <p>※ 平成30年4月17日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部等決定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成30年度有識者会議において安全性の確保方策等について検討</li> <li>○ これまでの公道実証実験の内容や結果等を踏まえ検討</li> <li>○ 基準の内容に関し、関係省庁や民間事業者等の意見を聴取</li> </ul> <p><b>2 改訂の概要</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特別装置自動車の公道実証実験に関する内容を追加</li> <li>○ 遠隔型実験及び特別装置自動車の実験の共通事項、各実験の個別事項として整理</li> </ul> <p><b>(1) 遠隔型実験・特別装置自動車の実験の共通事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業化を見据え、できる限り急ブレーキを避けるなど、乗客の安全にも十分配慮した走行が可能であること。</li> <li>○ 最高速度は、道路環境等に鑑みて十分な猶予をもって安全に停止できる速度（※）とすること。</li> </ul> <p>※ 当面は、原則として時速20キロメートルを超えない速度を想定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公道審査を経て実証のための自律走行を行うこと。</li> </ul> <p><b>(2) 遠隔型実験の個別事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 遠隔型の特性を踏まえた安全対策を含む実施計画であること。</li> <li>○ 通信が想定よりも遅延した場合は自動停止するものであること。</li> </ul> <p><b>(3) 特別装置自動車の実験の個別事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設内審査・路上審査に合格した監視・操作者が乗車すること。</li> </ul> <p><b>3 今後の予定</b></p> <p>都道府県警察に対し通達し、公表予定</p>		